

令和５年度包括外部監査結果に基づく措置の状況
防災、危機管理に関する事務の執行について

対応区分 「措置済」 措置が完了したもの又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの
「対応中」 具体的な対応方針・内容について検討中であるもの
「不措置」 措置する必要がなくなったもの、合理的な理由により対応しないもの、
市としては適切な処理であると認識しているもの又は措置不能なもの等
措置を講じないことを決定したもの

頁	区分	項目	指摘事項・意見（抜粋）	担当部署 （所管課）	対応 区分	措置状況・理由
38	意見1	第３章 監査結果における指摘及び意見 第１ 災害対策 ４．監査結果 （１）倉敷市防災ガイドブック等について	防災ハザードマップについて、わかりやすい日本語及び英語版を作成することが考えられる。ユニバーサルデザインを取り入れる、凡例部分の施設等の箇所だけでも外国語表記を入れるなど、コストとハザードマップの有効性の向上との比較を勘案した上で、必要に応じて作成することが考えられる。	防災推進課	不措置	倉敷防災ポータルで１１か国語表記対応しており、マップでも災害リスクや避難場所を確認できるようにしております。ハザードマップについては、費用対効果を考慮して防災ポータルでのみ対応することとしました。
38	意見2	第３章 監査結果における指摘及び意見 第１ 災害対策 ４．監査結果 （１）倉敷市防災ガイドブック等について	防災ハザードマップに記載される情報には正確性が重要であり、外国語への翻訳に際しても求められる。コストと有効性の向上との比較を勘案したうえで、必要に応じて作成することが考えられる。	防災推進課	不措置	倉敷防災ポータルで１１か国語表記対応しており、マップでも災害リスクや避難場所を確認できるようにしております。ハザードマップについては、費用対効果を考慮して外国語版の作成はせず、防災ポータルでのみ対応することとしました。
39	意見3	第３章 監査結果における指摘及び意見 第１ 災害対策 ４．監査結果 （１）倉敷市防災ガイドブック等について	防災ガイドブック及び防災ハザードマップは災害に備えるために重要なものであることから、住民等への十分な周知を図る必要がある。市役所及び支所での情報公開コーナー等での閲覧・配布や市のホームページからのダウンロードでは必ずしも十分とは言えない。コスト面での検討は必要になるが、全世帯配布を目標として、市が届けられることができる情報は全て市民に届けられるようにしてもらいたい。	防災推進課	措置済	ガイドブックについては、予算の都合上全戸配布は困難ですが、ハザードマップについては、令和５年５月及び８月に広報誌と合わせて全戸配布を実施しました。また、転入者には、市民課でホームページのURLを記載したチラシを渡すようにしています。
42	意見4	第３章 監査結果における指摘及び意見 第１ 災害対策 ４．監査結果 （２）避難準備情報について	防災ガイドブックにおける「高齢者等避難」の「その他の人は、避難の準備を整えましょう」における「準備」という言葉から「準備や待機」と解釈してしまう可能性があり、その意味が必ずしも市民に正しく浸透しない可能性があるため、「避難の体制を整え、いつでも避難できるようにしましょう」とし、発災時に即時避難ができるよう伝えるのが望ましい。	防災推進課	対応中	避難に関する用語については、国の統一基準によるため市独自に書き換える措置は困難と考えますが、言葉の意味を含め情報発信については、これまでも出前講座等で市民への啓発に努めており、引き続き取り組んでまいります。
43	意見5	第３章 監査結果における指摘及び意見 第１ 災害対策 ４．監査結果 （３）共助の促進（自主防災組織の結成）について	令和４年度末の時点で自主防災組織の世帯カバー率は約７９％であり、令和７年度に自主防災組織の結成カバー率の目標値（９０％）に到達することは困難であると考えられる。大規模発生時に共助として自主防災組織の組成が求められるところであり、引き続き、自主防災組織が結成されていない地区の住民に対して、自主防災組織の必要性を周知し、自主防災組織の結成促進に努めるべきである。	防災推進課	措置済	自主防災組織は、令和７年３月３１日現在、５０４組織が結成されており、カバー率は８２．０７％となっています。地域防災力の向上のためには、自主防災組織の結成が非常に重要であり、自主防災組織の必要性や活動内容に対する理解を深めていただくよう、特に未結成地域に対しては重点的に出前講座等を実施し、自主防災組織の結成促進を図っています。
45	意見6	第３章 監査結果における指摘及び意見 第１ 災害対策 ４．監査結果 （３）共助の促進（自主防災組織の結成）について	全く活動を行っていない自主防災組織が一定数あるだけでなく、活動報告書未提出の組織が半数近くを占めており、組織の形骸化が懸念される。アンケートの結果、どのような活動をすればよいかわからない、訓練などの実施方法がわからない等と回答した組織に対しては、他の自主防災組織の活動等について情報提供することにより活動を支援すべきである。	防災推進課	対応中	自主防災組織が避難訓練を実施するにあたっては、訓練の種類や方法、また各地域の特性に応じたものとなるよう、企画の段階から職員が地域の方と一緒に考えるなどの支援を行っています。訓練内容などの共有については、同意のあった団体の訓練内容を市ホームページに掲載し、また自主防災組織から提供していただいた（参加者本人の顔の露出の了解を得るなど、掲載可能な）訓練の様子の動画についても掲載できるようにしています。
48	意見7	第３章 監査結果における指摘及び意見 第１ 災害対策 ４．監査結果 （３）共助の促進（自主防災組織の結成）について	令和４年度末時点で地区防災計画の策定取組件数は３５件であり、令和７年度に目標値１５０件に到達することは困難であると考えられる。引き続き、地区防災計画の策定が未了の地区に対して、同計画の必要性を啓発するとともに、素案作成を支援し、将来的には倉敷市地域防災計画に地区防災計画の内容を記載することを検討すべきである。	防災推進課	措置済	今年度、地区防災計画は新たに２件策定されておりますが、引き続き、地区防災計画策定未了の地区に対し、計画の必要性啓発や作成支援に努めてまいります。なお、内閣府のホームページに「地区防災計画ライブラリ」があり、このページから各自治体ごとの地区防災計画の内容が閲覧できるため、倉敷市地域防災計画に内容を書き載せる必要はないと考えます。
51	意見8	第３章 監査結果における指摘及び意見 第１ 災害対策 ４．監査結果 （４）要支援者に対する支援について	個別避難計画の作成件数は令和４年度末時点で１１件である。個別避難計画の作成は、災害対策基本法第４９条の１４により市長に努力義務が課されており、引き続き、関係者の協力を得られるように個別避難計画の作成の趣旨の啓発活動を行い、当該避難行動要支援者の同意が得られない場合を除いて、作成に向けて努力することが望まれる。	防災推進課	措置済	令和６年８月８日に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたことを受け、避難行動要支援者名簿に掲載されている方を対象とする戸別訪問を実施しました。戸別訪問では、市職員による災害への備えについての普及啓発及び個別避難計画の作成支援を行い、令和７年３月末時点までに、１，８２９名の個別避難計画の作成を支援しました。

令和５年度包括外部監査結果に基づく措置の状況
防災、危機管理に関する事務の執行について

対応区分 「措置済」 措置が完了したもの又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの
「対応中」 具体的な対応方針・内容について検討中であるもの
「不措置」 措置する必要がなくなったもの、合理的な理由により対応しないもの、
市としては適切な処理であると認識しているもの又は措置不能なもの等
措置を講じないことを決定したもの

頁	区分	項目	指摘事項・意見（抜粋）	担当部署 （所管課）	対応 区分	措置状況・理由
53	意見9	第３章 監査結果における指摘及び意見 第１ 災害対策 ４．監査結果 （６）災害対策本部設置時における組織図について	組織図を見ると、危機管理監が本部員の一名としてのみ掲載されているが、危機管理監以下、防災危機管理室は災害対策本部を総括するものであるから、視覚的にもそのことを伝えるべきである。災害対策俯瞰図とし、大規模災害時には災害対策本部が設置されることをホームページ上に掲載し、平時より市民に広報するべきである。	危機管理課	不措置	倉敷市災害対策本部の組織図については、倉敷市地域防災計画（資料編P. 225）に掲載しています。災害対応における危機管理監の役割は、大変重大であります。組織上の権限については、他の本部員と並列のため、現在掲載している組織図については修正の予定はありません。また、大規模災害時に災害対策本部が設置されることは、平時からホームページ上に掲載することは行いませんが、倉敷市災害対策本部の設置基準を定めている「倉敷市災害対策本部規程」は、インターネット上で市民が確認できます。
61	意見10	第３章 監査結果における指摘及び意見 第１ 災害対策 ４．監査結果 （８）水害対応訓練等について	地震を対象とした訓練では、実際に一定時間内初動動員体制を満たす職員数が職員動員名簿のとおりに参加可能であるという実現可能性を付与情報などに組み込み、確認することも有用であると考え。	危機管理課	措置済	防災体制をとった場合、対策部、班ごとに災害対応することを原則としていますが、地震発生時には道路状況等により職員の参加が困難なことが想定されるため、令和６年度の総合防災訓練では、初動時に優先的に実施すべき事項を対策部、班ごとの事務分掌の枠組みを越え、参加できた職員全員で行う取組を実施しました。
63	意見11	第３章 監査結果における指摘及び意見 第１ 災害対策 ４．監査結果 （８）水害対応訓練等について	令和４年台風１４号の対応を検証したところ、９月１８日午後６時に６箇所の自主避難所を開設しているが、指定避難所と異なり、避難者数等について定時報告はなされていたものの、倉敷市総合防災情報システム上で管理されていなかった。自主避難所を開設する以上指定避難所と同様に管理・運営すべきである。	危機管理課	措置済	令和５年度から倉敷市総合防災情報システム内で避難者数等を管理することとしましたが、同年度には自主避難所の開設がなく、令和６年８月３０日の台風第１０号の接近に伴い、同日午後０時に市内３７か所に自主避難所を開設した際には、そのように対応しました。
66	意見12	第３章 監査結果における指摘及び意見 第１ 災害対策 ４．監査結果 （８）水害対応訓練等について	令和４年台風１４号時の指定避難所の避難者数は、最大で１２３名である。「高齢者等避難」は、危険な場所から高齢者等は避難することを促すものであるが、対象の高齢者等が十分に避難できていたかを確認すべきである。	危機管理課	不措置	避難発令に伴い避難する先は、市が開設する学校等の避難場所のみが適切な避難場所ではなく、土砂災害の危険がない親戚宅等も適切な避難先となるため、高齢者等避難を発令した地区の高齢者等が十分に避難していたかを確認することは困難です。また、令和４年台風第１４号接近時から時間もかなり経過したため、調査する必要性がないと判断しました。令和５年度、６年度において避難発令はありません。
67	意見13	第３章 監査結果における指摘及び意見 第１ 災害対策 ４．監査結果 （８）水害対応訓練等について	指定避難所である水島公民館の避難者の登録票の入退所者数と倉敷市総合防災情報システム上の避難者数が一致しない時間帯があった。避難者数は災害対応を実施する前提情報であり、災害対応に影響を及ぼすおそれがあるため、各担当者に実際の入退所者数を間違いなくシステムに入力するよう徹底すべきである。	防災推進課	措置済	総合防災情報システムへの入力については、遅滞なく正確に行うよう引き続き徹底してまいります。
67	意見14	第３章 監査結果における指摘及び意見 第１ 災害対策 ４．監査結果 （８）水害対応訓練等について	避難者数の推移からすれば、相当数の避難者が「高齢者等避難」解除前に避難所を後にしている。台風１４号については、当初の想定よりも被害が少なかったことから、自己判断により避難所を後にしたものと考えられるが、避難解除がなされる前に避難所を離れることは推奨されていない旨啓発活動を徹底すべきである。	防災推進課	措置済	避難に関する情報発信については、これまでも出前講座等で市民への啓発に努めており、引き続き取り組んでまいります。
68	意見15	第３章 監査結果における指摘及び意見 第１ 災害対策 ４．監査結果 （８）水害対応訓練等について	台風１４号の被害状況について倉敷市総合防災情報システム上の検証をしたところ、令和５年７月２６日現在まだ「依頼済み」、「対応中」となっているものがあった。災害対策終了時に、被害状況について対応済みであることを確認して、倉敷市総合防災情報システムに入力（報告）することを徹底すべきである。	危機管理課	措置済	倉敷市総合防災情報システムへ登録された被害について、対応が終了したものは、システム上「対応済み」にすることをシステム研修で伝達したり、災害対策終了時に確認したりすることにより徹底しました。令和６年度中にシステムへ登録した被害８１件も全て「対応済み」となっています。
72	意見16	第３章 監査結果における指摘及び意見 第１ 災害対策 ４．監査結果 （９）倉敷市国土強靱化地域計画について	倉敷市国土強靱化地域計画の評価指標である津波避難場所としての協定施設数は、令和４年度の現状値が２５であり、令和７年度の目標値３０の達成はやや困難に見受けられる。引き続き目標値達成を目指して取り組むことが望ましい。また、県内には津波災害警戒区域の設定がないため、法律上の津波避難ビルは存在しないが、津波浸水想定区域の設定があることから、一時的な避難場所としての施設を「津波避難ビル」の名称で運用している。津波対策の背景や名称使用に関する説明を入れるなど、事実誤認を招くような文言の使用を改めるべきである。	防災推進課	措置済	今年度、新たに津波避難場所として１０施設と協定を締結しており、令和７年度の目標値を超えたこととなります。また、「津波避難ビル」の名称については、次回ハザードマップを作成する際に改める予定です。

令和５年度包括外部監査結果に基づく措置の状況
防災、危機管理に関する事務の執行について

対応区分 「措置済」 措置が完了したもの又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの
「対応中」 具体的な対応方針・内容について検討中であるもの
「不措置」 措置する必要がなくなったもの、合理的な理由により対応しないもの、
市としては適切な処理であると認識しているもの又は措置不能なもの等
措置を講じないことを決定したもの

頁	区分	項目	指摘事項・意見（抜粋）	担当部署 （所管課）	対応 区分	措置状況・理由
73	意見 17	第３章 監査結果における指摘及び意見 第１ 災害対策 ４．監査結果 （９）倉敷市国土強靱化地域計画について	倉敷市国土強靱化地域計画の評価指標である自主防災組織結成力 パー率について、令和２年度から令和４年度までの進捗率は約 １％であり、現状の進捗からすれば令和７年度に目標値である９ ０％に到達することは困難であると考えられる。地区防災計画の 策定も合わせて進め、より高度な自主防災組織結成が重要であ る。	防災推進課	対応中	自主防災組織の活動に際しては、活動事例や地区防災計画の策定例など を提示しながら、引き続き適切な支援に取り組んでまいります。
74	意見 18	第３章 監査結果における指摘及び意見 第１ 災害対策 ４．監査結果 （９）倉敷市国土強靱化地域計画について	倉敷市国土強靱化地域計画の重点取組項目として、避難所運営の 円滑化があり、避難所を避難者自らが運営できるように「避難所 運営マニュアル」を策定し、全ての避難所に設置するとあるが、 全避難所への設置ができていない。全避難所への設置を早急に実 現すべきであり、より一層の推進が望まれる。	防災推進課	措置済	「避難所運営マニュアル」については、平成２８年度には全ての避難所 に設置完了していましたが、豪雨災害時に一部の避難所で遺失し、そ の後の補充ができていなかったものとみられます。避難所内に無いこと が確認された場合は、速やかに補充することとしております。なお、改 定する必要がある場合には、速やかに対応する予定です。
76	意見 19	第３章 監査結果における指摘及び意見 第１ 災害対策 ４．監査結果 （９）倉敷市国土強靱化地域計画について	要配慮者に対する福祉避難所の数は、順調に積み上げているが、 真に配慮を必要とする者を対象に、保健福祉推進課との情報共有 や協力をし、施設数を見極める必要がある。	防災推進課	対応中	福祉避難所の数については、要配慮者数なども考慮して適正な数となる よう引き続き関係部署と協議してまいります。
93	意見 21	第３章 監査結果における指摘及び意見 第１ 災害対策 ４．監査結果 （１０）防災備蓄倉庫について	帯江小学校において、棚卸リストと倉庫内の物資を確認したとこ ろ、棚卸リストにあるガスボンベについて、夏の猛暑で発火の危 険性があるため倉庫内ではなく学校内にて保管されていた。備蓄 倉庫の利用時に必ずしも職員等の関係者が同席できるとは限らな いことから、保管場所を分けるのであればその旨をリストへ記載 する方が望ましい。	防災推進課	措置済	令和７年２月中に、学校内で別保管してある「ガスボンベ」について、 利用者が分かり易いよう、防災備蓄保管庫内の備蓄品リストに保管場所 を分けている旨を追加記載しました。
94	意見 22	第３章 監査結果における指摘及び意見 第１ 災害対策 ４．監査結果 （１０）防災備蓄倉庫について	倉敷南小学校において、棚卸リストと倉庫内の物資を確認したと ころ、棚卸リストにあるガスボンベについて、夏の猛暑で発火の 危険性があるため倉庫内ではなく学校内にて保管されていた。備 蓄倉庫の利用時に必ずしも職員等の関係者が同席できるとは限ら ないことから、保管場所を分けるのであればその旨をリストへ記 載する方が望ましい。	防災推進課	措置済	令和７年２月中に、学校内で別保管してある「ガスボンベ」について、 利用者が分かり易いよう、防災備蓄保管庫内の備蓄品リストに保管場所 を分けている旨を追加記載しました。
95	意見 23	第３章 監査結果における指摘及び意見 第１ 災害対策 ４．監査結果 （１０）防災備蓄倉庫について	黒崎中学校において、倉庫内又は倉庫外に棚卸リストが貼り付け されておらず、備蓄倉庫内に何がいくつ保管されているのか不明 な状況であった。備蓄倉庫利用時にすぐに把握できるようリスト 化したものが一緒に保管される方が望ましい。	防災推進課	措置済	令和７年２月中に、防災備蓄保管庫内の備蓄品の内訳が分かるよう、備 蓄品リストを作成し、備蓄保管庫内に掲示しました。
96	意見 24	第３章 監査結果における指摘及び意見 第１ 災害対策 ４．監査結果 （１０）防災備蓄倉庫について	福田公民館において、防災推進課から配置したものということだ が、棚卸リストに記載のない扇風機が保管されていた。備蓄用と して保管するのであれば、棚卸リストに記載すべきである。 また、発火の危険があるとして他の避難所では学校内に保管され ていたガスボンベが倉庫内に保管されていた。保管する場所がな い場合等は発火の危険性を低減できる措置を講じたうえでの保管 をすべきである。	防災推進課	措置済	令和７年２月中に、防災備蓄保管庫内に保管されている「扇風機」につ いて、備蓄保管庫内の備蓄品リストを修正しました。また、「ガスボン ベ」についても、令和７年２月中に発火の危険性を低減するため、公民館 内の別場所に保管するよう公民館側と協議のうえ別保管とし、併せて防 災備蓄保管庫内の備蓄品リストに保管場所を分けている旨を追加記載し ました。
98	意見 25	第３章 監査結果における指摘及び意見 第１ 災害対策 ４．監査結果 （１１）市民病院について	事業継続計画が策定、運用されているが、非常時を想定した際の 備蓄としては数量に不安がある、固定電話が使用不能となった場 合を想定した無線等の代替通信手段がないなど、課題がある。高 度医療機器の更新などのコスト面や他の施策とのプライオリティ などを考慮しながら引き続き計画を進めていくことが望ましい。	市民病院	対応中	非常時の代替通信手段については、初期導入費用及び維持費用に多額の コストが必要なため、災害対策委員会で引き続き検討を行っていきま す。
98	意見 26	第３章 監査結果における指摘及び意見 第１ 災害対策 ４．監査結果 （１１）市民病院について	医薬品及び医療材料について、非常時を想定した備蓄在庫として は在庫数に不安があるため、可能な範囲での増強をするべきであ る。	市民病院	措置済	手袋等個人防護具の備蓄品について、令和６年４月に院内での備蓄量を １か月分から２か月分に増強しました。

令和５年度包括外部監査結果に基づく措置の状況
防災、危機管理に関する事務の執行について

対応区分 「措置済」 措置が完了したもの又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの
「対応中」 具体的な対応方針・内容について検討中であるもの
「不措置」 措置する必要がなくなったもの、合理的な理由により対応しないもの、
市としては適切な処理であると認識しているもの又は措置不能なもの等
措置を講じないことを決定したもの

頁	区分	項目	指摘事項・意見（抜粋）	担当部署 （所管課）	対応 区分	措置状況・理由
98	意見 27	第３章 監査結果における指摘及び意見 第１ 災害対策 ４．監査結果 （１１）市民病院について	非常食について、米・水その他の副材は院内備蓄であるものの、その他の副材については事業継続計画に確認できる記載がないため、適切な記載をすべきである。	市民病院	措置済	令和６年１２月に、事業継続計画を修正し、副材の非常食について記載しました。
98	意見 28	第３章 監査結果における指摘及び意見 第１ 災害対策 ４．監査結果 （１１）市民病院について	医薬品及び医療材料について、使用期限内に使用可能な分量でローリングストックによる院内備蓄の増強がより望ましい。	市民病院	措置済	令和６年度から手袋等個人防護具の備蓄品について、備蓄の増量を行い、ローリングストックによる備蓄の増強を行いました。
99	意見 29	第３章 監査結果における指摘及び意見 第１ 災害対策 ４．監査結果 （１１）市民病院について	医薬品の在庫管理はシステムで管理し、実地棚卸により突合確認をしているが、実在庫を記入する欄の記入方法を統一し、記入表確認時の誤認を未然に防止するべきである。	市民病院	措置済	棚卸し時、記入表にチェックを行う際、同一の意味である複数のチェック記号がありますが、令和６年度から注釈により同一の意味であることを明示し、在庫管理担当者以外の人でも記入表確認時に誤認しないようにしました。
99	意見 30	第３章 監査結果における指摘及び意見 第１ 災害対策 ４．監査結果 （１１）市民病院について	消防訓練は年２回、計６回消火訓練、避難訓練、通報訓練等を実施しているとのことだが、消火訓練の一層の重視を希望する。	市民病院	措置済	消防訓練の中で、消火訓練を実施しているが、消火訓練の一層の重視については、令和６年度から消防署と協議しながら訓練参加対象を拡大するとともに、消火栓等の消火栓使用手順書を作成し、訓練内容を充実しました。
131	意見 31	第３章 監査結果における指摘及び意見 第２ 消防局 ５．監査結果 （２）消防訓練事業について	監査対象年度において惨事ストレスに関する研修を積極的には取り組めなかったものの、令和５年度においてはメンタルヘルスを専門とする大学教授その他の外部講師による惨事ストレス研修を実施している。こうした専門家による惨事ストレスに関連した知識の学習や実習などが盛り込まれた研修等は今後も積極的に取り組んでいただきたい。	消防総務課	措置済	令和６年度は、兵庫県こころのケアセンターで開催された「消防職員のための惨事ストレスの理解と予防研修」、消防大学校での「惨事ストレス研修」、広島県消防長会で開催された「消防職員安全衛生研修会」に職員を派遣し、受講後には管理監督者等に当たる職員を対象に、惨事ストレスへの理解と予防方法等についての伝達研修を実施しました。今後も、惨事ストレス対策の専門家が行なう研修等へ積極的に参加し、惨事ストレス対策を含めたメンタルヘルスクーアが適切に行える職場環境を構築するため、継続して職員教育に取り組めます。
141	意見 32	第３章 監査結果における指摘及び意見 第２ 消防局 ５．監査結果 （４）消防水利事業について	防火水槽の新設、改修及び撤去について、倉敷市内に整備されている防火水槽は５７０基もある。防火水槽を維持管理するためのコストも必要となるため、今後、新設及び改修の必要性についてコストを含めた検討を行う際に、撤去についても道路改良や用地整備等を考慮し、効率的な対応を図ることが望ましい。	警防課	対応中	倉敷市内に設置されている防火水槽５７０基については、設置から相当年数が経過しているものもあります。これらについて、設置地域の実情や付近の消火栓設置状況を確認しながら、適正な維持管理のため、必要に応じて改修・撤去について検討してまいります。
141	意見 33	第３章 監査結果における指摘及び意見 第２ 消防局 ５．監査結果 （４）消防水利事業について	消防水利の調査について、完了報告には防火水槽全基の調査が完了した旨記載されていたが、防火水槽調査履歴の一部に令和４年度中の点検実施日が記載されていない防火水槽が見受けられたため確認したところ、点検漏れだったにもかかわらず、当該地区を受け持つ担当職員からの報告を検証する前に調査完了の報告をしていた。今後は、決裁前に防火水槽全基の調査が完了していることを調査履歴から検証することが望ましい。	警防課	措置済	令和６年度から、調査履歴を起案書に添付し、防火水槽全基の調査が完了していることを複数人で確認するように改善しました。
143	意見 34	第３章 監査結果における指摘及び意見 第２ 消防局 ５．監査結果 （５）消防防災施設等整備事業について	消防車両更新計画による高規格救急車や高度救命資器材の更新及び整備について、高規格救急車は７年又は１０万キロメートル走行した車両を優先して各年度２台更新することとなっているが、その更新基準を両方超過しているにもかかわらず、更新が行われていない車両が３台ある。更新基準が超過した救急車両を全て更新することは難しく、消防署間で移動するなど工夫し、メンテナンスも十分実施しているとのことであるが、支障をきたさない走行距離や更新時期などを見直すことが望ましい。	警防課	対応中	車両により出動件数（稼働時間）や故障の状況が異なるため、救急車の更新については、現在の更新基準を基本としますが、車両の稼働時間による損耗や故障の頻度等から総合的に判断し、検討してまいります。
154	意見 35	第３章 監査結果における指摘及び意見 第２ 消防局 ５．監査結果 （７）火災予防事業について	火災調査書は、倉敷市火災原因損害調査規程により速やかに作成することとなっているが、６か月を超えるものもある。火災原因の究明に時間を要する場合もあると思われるが、引き続き火災調査関連書類の速やかな作成を目指していただきたい。	予防課	措置済	倉敷市火災原因損害調査規程を倉敷市火災調査規程に全改正し、火災調査書類の作成必須書類を火災規模により３区分に細分化し、令和７年１月１日から運用を開始しました。火災件数の約７割を占める小規模な火災は、書類を簡素化することで作成時間の短縮を図り、大規模な火災の書類作成時間を確保して速やかな書類作成を目指します。

令和５年度包括外部監査結果に基づく措置の状況
防災、危機管理に関する事務の執行について

対応区分 「措置済」 措置が完了したもの又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの
「対応中」 具体的な対応方針・内容について検討中であるもの
「不措置」 措置する必要がなくなったもの、合理的な理由により対応しないもの、
市としては適切な処理であると認識しているもの又は措置不能なもの等
措置を講じないことを決定したもの

頁	区分	項目	指摘事項・意見（抜粋）	担当部署 （所管課）	対応 区分	措置状況・理由
155	意見 36	第３章 監査結果における指摘及び意見 第２ 消防局 ５．監査結果 （７）火災予防事業について	火災原因が不明な場合は、倉敷市火災原因損害調査規程に基づき、継続調査を行うこと、原因が判明した場合は速やかに状況の報告と電算処理することを定めている。原因不明の火災については、他の機関から原因判明につながる情報が得られたとき調査を再開するとのことであるが、火災原因の究明は火災予防につながることから、火災原因の究明に努めていただきたい。	予防課	措置済	令和５年度から火災原因調査能力の向上を目的に、岡山市消防局の火災原因調査研修に参加し、職員のレベルアップを図っているところです。また、令和６年度は岡山市消防局と東京消防庁の火災原因調査研修に職員を派遣し、その研修で得た知識と技術を反映させるため、当局内での研修を令和７年３月に実施します。今後も継続し職員のレベルアップを図り、精度の高い火災原因調査を実施することで原因不明の火災を減らし、類似火災の防止に努めます。
167	意見 37	第３章 監査結果における指摘及び意見 第２ 消防局 ５．監査結果 （８）消防団活動事業について	消防団員の任用時に分団長による面談や推薦書類等により入団希望者の経歴等を確認しているとのことだが、消防団員は特別職の公務員であり、消防団任用時に暴力団関係者が採用されない仕組みを構築する必要がある。面談内容を記録に残すこと、暴力団と関係がないことを文書で回答してもらうなど、検証結果を見える形で残しておくことが望ましい。	消防総務課	対応中	関連する法律等を精査し、必要に応じて、検討していきます。
168	意見 38	第３章 監査結果における指摘及び意見 第２ 消防局 ５．監査結果 （８）消防団活動事業について	消防団員として登録していながら、消防団員としての消火活動や訓練等への参加が全くない団員について、平成２９年度に調査を実施し、該当者には退団を勧めるなどの措置を講じたとのことであるが、それ以後はなく、分団長に一任しているとのことである。全く活動実績がない消防団員と活動実績の多い消防団員が同額の報酬を得ることは合理的でない。活動実績のない消防団員の実態調査体制を構築し、運用すべきである。	消防総務課	措置済	令和６年度から、消火活動、訓練等の消防団活動に従事した場合、活動報告書を提出してもらうこととし、活動実績がない消防団員を把握するように改善しました。
175	意見 39	第３章 監査結果における指摘及び意見 第２ 消防局 ６．石油コンビナートについて	コンビナート防災計画によると、施設等の適正配置や防災設備等の定期的な点検を定めているが、事業所で実施した訓練の資料を見ると、資機材の設置場所に不備があり発災時の消防活動に支障をきたしかねないケースが見受けられた。施設の設置場所を含めた定期点検が必要である。	危険物保安課	措置済	防災施設の定期点検は、その設置場所も含めて事業所が毎年１回点検を行い、防災業務実施状況報告書を消防局に提出しています。しかし、実際に訓練で使用したときに、設置場所の不備があり、すぐに資機材が準備できなかったなどの反省があった場合には、訓練後に、反省事項、消防隊からのアドバイス、改善すべき事項を記録するようにしました。そして、翌年の訓練企画時に前年の反省事項についての改善状況を事業所に確認した上で、実際の訓練でも確認し、点検強化につなげるように改善しました。
176	意見 40	第３章 監査結果における指摘及び意見 第２ 消防局 ６．石油コンビナートについて	関係事業所が訓練を実施後は、反省点や今後の課題について意見を出し合っており、消防署に報告した資料によると、発災時の消防関連機関に対する報告内容や無線機使用方法、発災時停電した時の措置方法の確認が必要であることなど同じ課題が取り上げられている。こういった内容や消防隊長が訓練時にするアドバイスなどを共有し、訓練前に確認することでより精度の高い訓練を積極的に取り入れることができるのではないか。	危険物保安課	措置済	指揮命令、報告の不備、無線の錯綜、停電時の措置など、毎回よくあがってくる反省事項は、消防局の共有ファイルに反省事項、消防隊からのアドバイス、改善すべき事項を記録するようにしました。そして翌年の訓練企画時に改善状況を事業所に確認して、その状況を記載し、消防局内で共有することで、同じ反省を繰り返さないように事業所に対して指導していくこととしました。また、当年度の訓練がすべて終了した時点で各事業所の反省点をまとめた一覧を作成し、事業所間でも共有することとしました。
198	意見 41	第３章 監査結果における指摘及び意見 第３ 建築・水道その他の各種事業 ５．農林水産部 耕地水路課 （２）農業水路等長寿命化・防災減災事業（補助）	倉敷市農業用水管理の省力化・高度化計画策定業務委託について、業者選定のプレゼンテーションにおける質疑応答の記録が残されていない。金額的にも多額の業務委託であり、どのような内容の質疑応答が行われたかについては会議録に残しておくことが望ましい。	耕地水路課	措置済	プレゼンテーション時の質疑応答の記録を、会議録に追加しました。
209	意見 42	第３章 監査結果における指摘及び意見 第３ 建築・水道その他の各種事業 ７．下水道部 （１）下水施設課	水島下水処理場で保管されている緊急用備品について、緊急用の備蓄品として管理しているものが通常備品の置き場と同じ場所に保管されているものもあり、緊急用備品か通常用備品かが判断できない状況であることから、緊急用備品として管理しているものが明らかになるような工夫が必要である。	下水施設課	措置済	令和６年度中に、緊急用備品を可能な限りまとめて一か所に保管し、緊急用備品であることを明記しました。

令和５年度包括外部監査結果に基づく措置の状況
防災、危機管理に関する事務の執行について

対応区分 「措置済」 措置が完了したもの又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの
「対応中」 具体的な対応方針・内容について検討中であるもの
「不措置」 措置する必要がなくなったもの、合理的な理由により対応しないもの、
市としては適切な処理であると認識しているもの又は措置不能なもの等
措置を講じないことを決定したもの

頁	区分	項目	指摘事項・意見（抜粋）	担当部署 （所管課）	対応 区分	措置状況・理由
210	意見 43	第３章 監査結果における指摘及び意見 第３ 建築・水道その他の各種事業 ７．下水道部 （１）下水施設課	倉敷雨水貯留センターで保管されている備蓄品のうち、非常用発電機は地下に保管されていたが、ハザードマップによると浸水地区になっており、災害時に使用できない恐れもあることから、保管場所の再考又は浸水への対策を講じる必要がある。 また、各処理場において緊急用備品として保管されているものについて、処理場間でのばらつきが見受けられた。各処理場ごとに最低限必要となるものがそろっているのか、緊急用備品として適さないものがないかなど再度検討することが望ましい。	下水施設課	措置済	倉敷雨水貯留センターの地下に保管されている非常用発電機は、令和６年８月に浸水対策工事が完了し、場内への浸水を防ぎ、かつ、災害時に発電機を使用できる状態を確保しました。保管されている緊急用備品においては、令和６年度中に再度検討を行い、災害時に最低限必要な備品を統一し、各処理場に共通の備品を保管しました。ただし、エンジンポンプ及びサクショホースは、津波による浸水災害が発生する可能性がある玉島、児島、水島の沿岸部にのみ保管し、倉敷や真備には保管していません。
212	意見 44	第３章 監査結果における指摘及び意見 第３ 建築・水道その他の各種事業 ７．下水道部 （２）浸水対策室	倉敷市止水坂設置工事等補助金について、要綱によれば完了の日から起算して１４日を経過した日又は２月末日のいずれか早い日までに実績報告書を提出することとなっているが、完了日が令和５年２月２０日であるにもかかわらず、報告書の提出日が令和５年３月２３日であった。実務上要綱に従うことが困難である場合にはその要綱の目的を改めて検討するとともに、要綱の変更などの検討も必要である。また、完了日の定義が不明確なままに事業を進めているため、完了日をどの日付にするか検討することが求められる。	浸水対策室	措置済	倉敷市止水板設置工事等補助金交付要綱について、指摘を踏まえ、実績報告書の提出及び完了日の規定を令和６年度に改正しました。
213	意見 45	第３章 監査結果における指摘及び意見 第３ 建築・水道その他の各種事業 ７．下水道部 （３）下水建設課	下水道台帳を閲覧したところ、令和４年度に竣工となったにもかかわらず令和３年度として登録されているものがあった。また、長寿命化計画による工事であるにもかかわらず地震対策計画による工事として登録されているものがあった。登録事務は外部へ委託しており、登録する情報は担当者が作成したものを渡すことで行われるが、職員間でのダブルチェックを行うことで登録する情報に異常がないかを確認するなど検討することが望ましい。	下水建設課	措置済	下水道台帳登録内容の修正については、既に完了しています。また、今後登録する内容については、職員間での登録内容のダブルチェックを行い、下水道台帳への反映後は、職員により内容確認を行うよう対応し、情報に誤りがないかを確認することとしました。
215	意見 46	第３章 監査結果における指摘及び意見 第４ 商工労働部商工課被災中小企業支援室 １．倉敷市真備地区創業支援補助金	真備地区創業支援補助金について、真備地区で創業という要件はあるものの、創業後補助金受領後に真備地区から転出しても補助金の返還義務は定められていない。当該補助金の目的からしても転出が判明した場合は補助金の返還を要するなどの要件を設けておくことが望ましい。	商工課	措置済	当該補助金については令和５年度で事業を終了したため、今後、当該補助金と同様に特定地域の事業者を支援する補助制度を設ける場合には、本件意見を参考に検討を行います。
215	意見 47	第３章 監査結果における指摘及び意見 第４ 商工労働部商工課被災中小企業支援室 １．倉敷市真備地区創業支援補助金	真備地区創業支援補助金について、補助金交付後は全く事業の状況等の確認を行っていないが、補助金受領者の大半が個人事業主であることを考えると一定期間のモニタリングを行い、事業を行っていない等の事実が判明した場合は、補助金の返還を求めるなどのルールを事前に設定しておくことが望ましい。	商工課	措置済	当該補助金については令和５年度で事業を終了したため、今後、当該補助金と同様に創業を支援する補助制度を設ける場合には、本件意見を参考に検討を行います。
220	意見 48	第３章 監査結果における指摘及び意見 第４ 商工労働部商工課被災中小企業支援室 ２．地域おこし協力隊	地域おこし協力隊事業の通信費として、本人所有の携帯電話の通話料に加えて端末等代金分割支払金や衣類についても活動費として認めている。総務省の例示からは判断が難しいが、拡大解釈すべきでなく活動に直接的に必要なもののみに限定すべきである。私的に利用できるものは報償費の範囲内で隊員が負担すべきものであり、活動費として負担することは適切ではないと考えられる。	商工課	措置済	隊員及び受入団体との協議により、活動費については私的に流用しうる経費は計上しないことにしました。

（公表日：令和７年５月２９日 通知日：令和７年４月３０日 法第２号）